

令和7年度東北農政局発注者綱紀保持委員会議事概要

- 1 日 時 令和8年3月10日（火） 10:00～10:40
- 2 場 所 東北農政局長室
- 3 出席者 委員長：東北農政局長
幹 事：総務部長、総務部総務課長、総務部会計課長、
農村振興部設計課長
委 員：企画調整室長、消費・安全部消費生活課長、
生産部生産振興課長、経営・事業支援部担い手育成課長、
統計部調整課長

4 概 要

(1) 発注者綱紀保持対策に関する取組状況報告（令和7年度実績）

- ① 競争参加有資格者の理解及び協力を得るため、発注者綱紀保持対策の概要を東北農政局ホームページに掲載するとともに、発注者綱紀保持対策の取組を入札公告に掲載し、周知を図った。
 - ② 人事異動等により新たに発注担当者となった職員に対し、発注者綱紀保持に関するマニュアル等を配布し、発注者綱紀保持対策の周知を図った。
 - ③ 職員に対する指導の徹底、強化を図るため、発注者綱紀保持委員会小委員会を開催した。
 - ④ 発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な保持を図るため、東北農政局発注者綱紀保持研修を開催した。
 - ⑤ 個々の職員の発注者綱紀保持対策の理解を深めるため、各部署の実態に合わせた内容により発注者綱紀保持職場研修を実施した。
 - ⑥ 発注者綱紀保持対策について理解を深めることを目的として、eラーニング研修を実施した。
 - ⑦ 発注事務における留意点の確認や日常的に行う事務における意識の向上、取組事例や課題等について対応策の検討、指導を図るため、発注者綱紀保持対策各種調査（職場・職員）を実施した。
 - ⑧ 毎月、各部署における発注者綱紀保持対策の取組実態を点検する発注者綱紀保持対策職場点検を実施した。
 - ⑨ 再就職等規制、独占禁止法、入札談合等関与行為防止法及び発注者綱紀保持規程について、退職前研修を実施した。
- ※ 第三者からの不当な働きかけに関する報告事案はなかった。

(2) 発注者綱紀保持対策に関する調査報告（令和7年度調査結果概要）

- ① 発注者綱紀保持対策実施状況調査（職場調査）
各部署の秘密の保持、事業者との応接等に関する状況を報告した。
- ② 発注者綱紀保持に関する調査（職員調査）
発注者綱紀保持対策に関する職員の意識度合いの状況を報告した。
職員の認識不足や懸念事項については、研修資料等を用い、個別に指導済みであること。また、各調査の結果に基づき、今後の取組に反映させることとした。

（３） 農林水産省発注者綱紀保持対策 eラーニング研修結果報告

- 理解度テスト初回正答率の結果等を報告した。
正答率の低かった事項について、今後の研修等において指導を強化することとした。

（４） 令和８年度発注者綱紀保持対策に関する実施計画（案）

- ① 競争参加有資格者の理解及び協力を得るため、発注者綱紀保持対策の概要を東北農政局ホームページに掲載するとともに、発注者綱紀保持対策の取組を入札公告に掲載し、引き続き周知を図る。
- ② 人事異動等により新たに発注担当者となった職員に対し、発注者綱紀保持に関するマニュアル等を配布するとともに、理解度テストを実施して発注者綱紀保持対策への理解を深める。
- ③ 東北農政局発注者綱紀保持委員会小委員会を開催する。
（令和８年度発注者綱紀保持対策の実施計画等の説明）
- ④ 発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な保持を図るため、東北農政局発注者綱紀保持研修を開催する。
- ⑤ 個々の職員の発注者綱紀保持対策の理解を深めるため、各部署の実態に合わせた内容により、発注者綱紀保持職場研修を開催する。
- ⑥ 総合評価落札方式における評価担当者と審査担当者の分離について、点検を実施する。
- ⑦ 発注者綱紀保持対策について理解を深めることを目的として、全職員を対象にeラーニング研修を実施する。
- ⑧ 各部署における発注者綱紀保持対策の実施状況を把握するため、職場調査を実施する。さらに、発注事務における留意点の確認や日常的に行う事務における意識の向上を図ることを目的として、管理監督者及び発注担当職員を対象に職員調査を実施する。
- ⑨ 発注者綱紀保持規程第６条及び第７条に関する各部署における取組実態を点検するため、毎月職場点検を実施する。
- ⑩ 再就職等規制、独占禁止法、入札談合等関与行為防止法及び発注者綱紀保持規程について、退職前研修を実施する。
- ⑪ 各種会議等において、発注者綱紀保持に関する講習等を実施する。